



第69期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時
（受付開始時刻は午前9時となります。）

開催
場所

大阪府中央区上本町西一丁目2番16号
当社5階会議室

- ・ご出席される株主様のお土産をご用意しておりませんので、予めご了承ください。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご出席される株主様は、ご自身の体調をご確認いただき、マスク着用などの感染防止にご配慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・今後の状況により、株主総会の運営に変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nichiden.com/>）に掲載させていただきます。

目 次

第69期定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
事業報告	3
連結計算書類	17
計算書類	26
監査報告書	32
株主総会参考書類	37
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締 役を除く。）7名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役4名選 任の件	

株式会社 日伝

証券コード 9902

証券コード 9902
2020年6月5日

株 主 各 位

大阪市中央区上本町西一丁目2番16号
株 式 会 社 日 伝
代表取締役 福 家 利 一
社 長

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書用紙により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前9時となります。)
2. 場 所 大阪市中央区上本町西一丁目2番16号 当社5階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第69期（自 2019年4月1日）
至 2020年3月31日）事業報告の内容及び連結計算書類の内容
並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第69期（自 2019年4月1日）
至 2020年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nichiden.com>) に掲載させていただきます。

事業報告

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、中国向け輸出の低迷や消費税増税に伴う駆け込み需要の反動、大型台風による自然災害などを背景に個人消費は大きく減少し、減速感が高まっていたところへ新型コロナウイルスの感染拡大が加わり、期末には全国的に経済活動が停滞する状況となりました。

当社グループを取り巻く機械器具関連業界におきましては、後退局面に入った景況を背景に製造業の生産活動が伸び悩み、厳しさが増していたところに今回のコロナショックが重なり、中国等とのサプライチェーンの寸断や輸出入手続きの停滞等により部品調達にも支障が出始め、国内自動車メーカーでは需要減を受けて工場の稼働停止なども実施される事態になるなど、期末の業績確保に大きなブレーキとなりました。

このような厳しい事業状況の下、市場環境の変化を敏感にとらえ、第2次中期経営計画『NEXT FIELD 2020』の2年目の取り組みを着実に実行することにより、「新たな商社機能」の強化と提供価値および貢献力の向上に取り組んでまいりました。

具体的には、MEKASYSサイトをリニューアルし、導入事例の充実や検索性の向上を図りました。また、オフィシャルホームページの全面リニューアルを行い、ステークホルダーの皆様との対話に向けた情報開示の充実を図りました。また、「国際ロボット展」などFA関連総合展示会への積極的な出展を継続するとともに、テーマをIoTに特化した「MEKASYS展」を名古屋にて8月に開催し、9月には「関西二次電池展」に初出展するなど新たな視点での取り組みも加え、ユーザー様への課題解決提案の機会創出と事業領域の拡大を図ってまいりました。

この結果、当連結会計年度におきましては、売上高1,123億3千4百万円（前年同期比9.8%減）、営業利益51億5千4百万円（前年同期比21.8%減）、経常利益53億8千2百万円（前年同期比20.6%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、34億6千7百万円（前年同期比23.8%減）と減収減益となりました。

商品別の連結売上高の状況につきましては、次のとおりであります。

区 分	売 上 高	構 成 比
動力伝導機器	46,935百万円	41.8%
産業機器	26,879	23.9
制御機器	38,519	34.3
合 計	112,334	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資額は710百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
該当事項はございません。
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
・当社
新熊本営業所建設（2020年4月完成）、刈谷営業所建設（2020年5月完成）、新西部物流センター建設（2021年8月完成予定）
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はございません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は自己資金により充当し、増資あるいは社債の発行による資金の調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、第70期は第2次中期経営計画『NEXT FIELD 2020』最終年度として、当初策定した以下の3つの重点施策を着実に推進し取り組んでまいります。

- 事業領域の拡大
 - 市場環境の変化への対応
 - ・新たな商社機能の発揮と活用
 - IoT導入支援事例の蓄積と提案力の向上
 - ・戦略に沿ったリソースの重点的な投入
 - 市場環境を見据えた人財の配置
 - ・営業技術力強化に向けた機動的な投資
 - M&Aを含む営業技術力の向上
 - ・ALL日伝での海外展開強化
 - 国内営業との連携
 - ・戦略的在庫の拡充とデリバリー機能の強化
 - 地域・市場に応じたロジスティクス機能の発揮

- 生産性の向上
 - 少子高齢化・人口減少による労働者の不足と働き方改革への対応
 - ・情報投資や運用見直しによる業務効率の改善
 - 新基幹システムの活用、E D I 連携の推進
 - ・社内外ネットワークの連携強化
 - ・多様な人財の活用と育成
 - 他業界経験者の知見・人脈活用、システム案件対応力強化

- 管理体制の強化
 - 事業領域拡大における各種リスクへの対応
 - ・コーポレートガバナンス・コードへの対応
 - ・企業グループ全体のガバナンス強化
 - ・事業領域拡大に応じた管理体制の強化
 - 工事有資格者拡充、安全衛生教育、BCP構築

これらの取り組みによって、お取引先様にとって「自社の業績向上になくてはならない企業」日伝を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 66 期	第 67 期	第 68 期	第 69 期 (当期)
	自 2016年4月1日 至 2017年3月31日	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売 上 高 (百万円)	103,736	119,712	124,604	112,334
経 常 利 益 (百万円)	5,243	6,254	6,774	5,382
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,704	4,354	4,548	3,467
1株当たり当期純利益 (円)	117.95	138.67	144.82	110.41
総 資 産 (百万円)	88,743	102,216	104,805	102,752
純 資 産 (百万円)	67,674	72,698	75,520	76,692

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第66期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第68期の期首から適用しており、第66期より当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
岡崎機械株式会社	21百万円	100%	木工用機械等の産業機器の販売
日伝国際貿易(上海)有限公司	250万US\$	100%	動力伝導機器等の販売

(7) 主要な事業内容

当社グループは、動力伝導機器、産業機器、制御機器の販売を主な事業としており、仕入先メーカーにより最新技術を駆使して開発される多種多様な商品をはじめ、その先端技術情報を提供しております。

主要な取扱商品は次のとおりであります。

動力伝導機器	減速機、変速機、チェーン伝導用品、ベルト伝導用品、歯車伝導用品、カップリング、その他伝導関連商品、ベアリング、直動機器、ベアリングユニット、その他軸受関連商品、金属材料、合成材料、セラミック、新素材
産業機器	コンベヤ、運搬機器、振動機、昇降機、保管関連機器、搬送システム、構造用システム機器、包装・梱包システム機器、その他荷役・運搬・搬送関連商品、モータ、環境機器、ファン、集塵・洗浄機器、ポンプ、その他機械器具・工具関連商品
制御機器	油圧機器、空圧機器、真空機器、ホース、チューブ、継手、シーケンサ、表示器、アクチュエータ、センサ、スイッチ、エンコーダ、画像処理、測定機器、計測機器、盤用機器、ロボット、ナットランナ、メカトロパーツ、配管機材、通信・ネットワーク機器、無停電電源装置、その他制御機器関連商品

(8) 主要な事業所

① 当社

本社事務所	大阪市中央区上本町西一丁目2番16号
支店	東京、名古屋、大阪、九州(福岡市)
営業所	札幌、北上、仙台、郡山、新潟、水戸、小山、高崎、埼玉(さいたま市)、上田、千葉、横浜、南関東(海老名市)、西東京(福生市)、富山、北陸(金沢市)、松本、静岡、浜松、豊橋、岡崎、小牧、鈴鹿、八日市(東近江市)、滋賀(栗東市)、京都、東大阪、堺、神戸、姫路、岡山、福山、広島、四国(高松市)、北九州、熊本
物流センター	東部(久喜市)、中部(小牧市)、西部(東大阪市)
その他	テクノセンター(東大阪市)

② 子会社

岡崎機械株式会社	岡山県倉敷市
日伝国際貿易(上海)有限公司	中華人民共和国 上海市

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
926名	42名増

(注) 使用人数は就業人数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
838名	41名増	37.9歳	13.2年

(10) 主要な借入先

該当事項はございません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 126,000,000株
(2) 発行済株式の総数 31,403,486株 (自己株式482,514株を除く。)
(3) 株主数 5,915名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日伝共栄会	3,649千株	11.62%
日伝仕入先持株会	2,123	6.76
株式会社利双企画	1,700	5.41
日伝従業員持株会	998	3.17
株式会社百十四銀行	982	3.12
西木進	931	2.96
西木利彦	839	2.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	837	2.66
有限会社ニシキ興産	747	2.38
株式会社みずほ銀行	700	2.22

(注) 持株比率は自己株式 (482,514株) を除いて計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
西木利彦	代表取締役会長	
福家利一	代表取締役社長	
榊原恭平	専務取締役 社長補佐兼管理本部管掌	
岡本賢一	専務取締役 東部ブロック長兼東部MEシステム部管掌	
酒井義之	常務取締役 中部ブロック担当兼中部MEシステム部管掌	
寒川睦志	常務取締役 西部ブロック長	
檜垣泰雄	取締役 管理本部長	岡崎機械株式会社取締役 日伝国際貿易（上海）有限公司董事
佐々木一	取締役 営業本部長	岡崎機械株式会社取締役
森田淳二	取締役 西部MEシステム部長兼エンジニアリング部担当	
吉田富一	取締役（常勤監査等委員）	
古田清和	取締役（監査等委員）	公認会計士 甲南大学共通教育センター教授 住友精密工業株式会社社外取締役
川上勝	取締役（監査等委員）	税理士 川上会計事務所所長
寺嶋康子	取締役（監査等委員）	キャリアコンサルタント オフィステラ 代表

- (注) 1. 取締役 小山章松氏は2019年6月21日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、吉田富一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役（監査等委員）古田清和、川上勝及び寺嶋康子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、古田清和、川上勝及び寺嶋康子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役（常勤監査等委員）吉田富一氏は、当社の経理部門に長年在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 取締役（監査等委員）古田清和氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役（監査等委員）川上勝氏は、税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 決算期後の取締役の地位及び担当の異動は、ございませんでした。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く） 10名 286百万円（うち社外取締役 1名 1百万円）
取締役（監査等委員） 4名 32百万円（うち社外取締役 3名 18百万円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。上記のほか、使用人兼務取締役（3名）に対し、使用人給与相当額41百万円支払っております。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第67期定時株主総会において年額500百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第67期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の額には当事業年度に未払役員賞与として費用処理した30百万円(取締役6名に対し28百万円、監査等委員4名に対し1百万円)が含まれております。
5. 当社の監査等委員会において、取締役（監査等委員を除く）の各人毎の報酬等の額について、報酬額の算定方法等を確認し、検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

(4) 社外役員に関する事項

取締役（監査等委員）

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役 古田清和 公認会計士
 甲南大学共通教育センター教授
 住友精密工業株式会社社外取締役
 同氏の兼職先と当社との間には、特別な関係はございません。

取締役 川上 勝 税理士
 川上会計事務所所長
 同氏の兼職先と当社との間には、特別な関係はございません。

取締役 寺嶋康子 キャリアコンサルタント
 オフィステラ 代表
 同氏の兼職先と当社との間には、特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役 古田清和 当事業年度開催の取締役会10回のうち10回、また監査等委員会
 11回のうち11回に出席し、公認会計士として豊富な業務経験を
 基に専門的見地から発言を行っております。

取締役 川上 勝 当事業年度開催の取締役会10回のうち10回、また監査等委員会
 11回のうち11回に出席し、税理士として豊富な業務経験を基に
 専門的見地から発言を行っております。

取締役 寺嶋康子 当事業年度開催の取締役会10回のうち10回、また監査等委員会
 11回のうち11回に出席し、キャリアコンサルタントとして人財
 育成での豊富な業務経験を基に専門的見地から発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 26百万円 |
| ② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27百万円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社の監査等委員会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内との関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、監査項目別の監査時間及び監査報酬、過年度の監査計画と実績、当事業年度の監査時間及び報酬額等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、収益認識に関する会計基準への対応に係る助言業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任します。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合のほか、より適切な監査を行うために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）は、経営理念に基づき、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）を整備し、運用することが、社会的責任を果たし、企業価値を向上させていく上での重要な経営の責務であると認識し、会社法及び会社法施行規則に基づき以下の内部統制システムを構築してまいります。

また、当社グループ内外の環境の変化に応じ、将来にわたり、より適切な内部統制システムを構築、運営すべく努力してまいります。

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i. 当社グループは、当社グループの社会的責任を全うし、永続的に発展するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識の下、「行動憲章」を制定し、すべての取締役及び使用人が高い倫理観に基づいて行動し、ステークホルダーから信頼される経営体制を確立する。
 - ii. 当社グループの法令、定款及び社内規則を遵守するための体制を決定するにあたり、当社は、経営企画部を中心として検討された内部統制システムの整備方針・計画を取締役会が決定する。
 - iii. 当社の監査等委員会は、独立した立場から、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況を含め、当社グループの取締役の職務執行を監査・監督する。
 - iv. 当社の監査室及び経営企画部は、当社グループの内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、また、その整備方針・計画の実行状況を監視・監督する。
 - v. 当社の経営企画部は、コンプライアンスに関する規程の整備や研修の定期的実施により、「行動憲章」を周知徹底し、当社グループの取締役及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 - vi. 当社グループは、事業に適用される法令等を認識し、その内容を関連各部署に周知徹底することにより、法的要求事項を遵守する体制を整備する。
 - vii. 当社グループは、「内部通報制度」に基づき、「行動憲章」を逸脱する行為を知り、また、そのリスクを発見した場合に直接取締役及び使用人から連絡・相談を受けるための通報者保護を徹底した内部通報窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正を行う体制を構築する。
 - viii. 上記体制の確立及び推進により、当社グループは市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体の排除に向け、組織的な対応を図る。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- i. 当社は、法令及び「文書管理規程」などの社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報、文書等を定められた期間保存を行うとともに、取締役がこれらの文書等を常時閲覧できる体制とする。
- ii. 当社は、「情報管理規程」などの社内規程に基づき、前号の記録及び文書、また、当社の機密情報及び個人情報外部に漏洩しないよう、安全かつ堅牢な情報管理を行う。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i. 当社は、事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクを認識し、評価する仕組みを整備することにより、リスクを予防し、有事における損失を最小限に抑える。
- ii. 当社は、リスク管理の実効性を確保するために、代表取締役社長を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関する体制、方針及び施策を総合的に検討する。また、「リスク管理規程」に基づき、リスク毎に担当部署を定め、定期的に対応策の見直しを行う。
- iii. 「コンプライアンス・リスク管理委員会」にて検討された結果は、経営企画部が取り纏め、経営企画部長より取締役会に報告するとともに、不測の事態が発生した場合には、社内規程に基づき、迅速に対応し損害の極小化に努める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i. 当社は、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、当社の社内外の環境変化に迅速に対応する。経営計画達成のため、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」に基づき、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図るとともに、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保する。
- ii. 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催し、経営に関する重要事項について審議、決議及び取締役の職務執行状況の監督等を行う。

⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制等

- i. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社の事業状況、財務状況その他の重要な情報などについて報告を求め、その事項について承認を行うものとする。
- ii. 当社は、当社子会社のリスク管理について定める規程を整備し、当社グループ全体のリスクについて網羅的・総括的に管理する。
- iii. 当社は、当社子会社の社内規程において適切な職務権限と責任の明確化を図り、予算制度に基づき、明確な目標を定め、予算実績管理を実施することで、当社グループの業務執行の効率性を確保する。

- iv. 当社は、監査室が当社子会社に対し内部監査を実施し、その結果に基づき、当社子会社の内部統制の有効性と妥当性を適時に評価する。
 - v. 当社は、「コンプライアンス行動ガイドブック」において、コンプライアンス体制の整備につき指針を示し、教育や研修を通じて当社グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。
 - vi. 当社は、当社子会社の役員として当社の役員又は使用人を派遣し、経営のモニタリングを行うことで、当社グループのガバナンスの強化を図る体制を整備する。
- ⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i. 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人を、監査室に所属する使用人及び各ブロック総務課に所属する使用人とし、当該部署の業務と兼務させることができるものとする。当該使用人は、監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、監査等委員会の指揮命令にのみ服し、監査等委員会以外からの指揮命令は受けないものとする。
 - ii. 当社は、前号以外に、監査等委員会の要請に応じて、監査等委員会の業務補助のための専任スタッフを置くことができるものとする。専任のスタッフを置いた場合には、他の業務を一切兼務させないこととする。
 - iii. 監査等委員会の職務を補助する専任のスタッフの人事異動については、監査等委員会と取締役が事前に協議するものとする。
- ⑦当社グループの取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制
- i. 監査等委員は、取締役会のほか必要に応じて会議体に出席することにより、監査等委員会として、監査の実効性を確保するとともに、重要な事項の報告を受ける体制をとる。
 - ii. 当社グループの取締役（監査等委員であるものを除く。）、使用人及び当社子会社の監査役は、会社経営や、コンプライアンスに関する事項、リスクに関する事項及び内部統制に関する事項を含む事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、速やかに監査等委員会に報告する。
 - iii. 当社グループの取締役（監査等委員であるものを除く。）、使用人及び当社子会社の監査役は、内部統制上の問題が発見された場合や当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合には、速やかに監査等委員会に報告する。

- iv. 当社の「関係会社管理規程」に定める関係会社管理業務の責任者は、当社グループの取締役、使用人又は当社子会社の監査役から、法令及び規程に定められた事項、報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに監査等委員会にその内容を報告する。
- v. 監査等委員会への報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

⑧監査等委員の職務の執行について生ずる費用などの処理に係る方針

- i. 「監査等委員会規程」に基づき、監査等委員会は、監査の方針・監査の計画・監査の方法及び監査費用の予算などについて決議する。
- ii. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に関して、費用の前払いまたは償還の請求があった場合は、当該請求に係る費用などが当該監査等委員の職務の執行について生じたものでないと証明しうる場合を除き、これに応じる。

⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i. 当社においては、代表取締役と監査等委員会が、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を開くこととする。
- ii. 監査等委員会は、監査職務を効率的、効果的に行うため、会計監査人及び監査室と緊密に連携し相互補完することとする。
- iii. 当社においては、監査等委員会の職務の遂行にあたり、監査等委員会が必要と認めた場合には、弁護士、公認会計士等の外部専門家の利用を図れる環境を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。当期において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりです。

① コンプライアンスに関する取り組み

コンプライアンス推進活動といたしましては、「コンプライアンス行動ガイドブック」を当社及び当社子会社に配布するとともに、新入社員研修や社内Webシステム上の「コンプライアンスルーム」を通じて啓蒙活動を積極的に行いました。また、毎年11月を「コンプライアンス推進月間」と定め全社員の意識を高める活動を行ってまいりました。

② リスク管理に関する取り組み

当社「リスク管理規程」に基づき、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を当事業年度2回開催し、当社及び当社子会社の横断的なリスク管理活動を統括するとともに、当社グループ全体のリスク管理体制が有効に機能していることを確認しております。

③ 子会社管理に関する取り組み

取締役会における各子会社取締役からの定期的な報告等に加え、当社「関係会社管理規程」に基づいた取締役会、経営会議への付議等を通じ、子会社から随時必要な事項の報告を受けております。また、監査等委員会及び監査室は子会社への監査も実施しており、当社グループ全体を通じ適正に職務を執行できる体制としております。

④ 監査等委員会の監査への取り組み

取締役会での監督に加え、監査等委員会を当事業年度11回開催し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の業務執行が法令及び定款に適合していることを確認しました。また、当社常勤の監査等委員は、経営会議や重要な社内会議に出席し、実効的な監査に必要な情報の報告を随時受けております。監査等委員会においてこれらの情報を社外の監査等委員と共有することで、客観かつ公平な視点も備えた実効性のある監査を実施しました。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当については、各事業年度の業績を勘案し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、連結配当性向30%以上、1株当たりの配当金15円を下限として実施することを基本方針としております。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	73,538	流 動 負 債	22,747
現金及び預金	23,282	支払手形及び買掛金	10,096
受取手形及び売掛金	24,980	電子記録債務	10,125
電子記録債権	9,320	リース債務	263
有価証券	6,000	未払法人税等	716
商品及び製品	9,543	賞与引当金	495
仕掛品	23	その他	1,050
原材料及び貯蔵品	28	固 定 負 債	3,311
その他	369	リース債務	1,329
貸倒引当金	△10	繰延税金負債	1,204
固 定 資 産	29,213	退職給付に係る負債	82
有 形 固 定 資 産	12,330	その他	695
建物及び構築物	4,247	負 債 合 計	26,059
機械装置及び運搬具	9	純 資 産 の 部	
土地	5,971	株 主 資 本	73,095
リース資産	1,227	資本金	5,368
建設仮勘定	667	資本剰余金	7,283
その他	207	利益剰余金	61,116
無 形 固 定 資 産	1,785	自己株式	△672
ソフトウェア	1,739	その他の包括利益累計額	3,597
その他	45	その他有価証券評価差額金	3,605
投資その他の資産	15,098	為替換算調整勘定	△8
投資有価証券	14,136		
繰延税金資産	30	純 資 産 合 計	76,692
その他	931	負 債 純 資 産 合 計	102,752
貸倒引当金	△0		
資 産 合 計	102,752		

連結損益計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	112,334
売上原価	95,991
売上総利益	16,342
販売費及び一般管理費	11,188
営業利益	5,154
営業外収益	627
受取利息及び配当金	194
仕入割引	333
その他	99
営業外費用	399
支払利息	53
売割引	310
その他	35
経常利益	5,382
特別損失	164
関係会社株式評価損	164
税金等調整前当期純利益	5,217
法人税、住民税及び事業税	1,668
法人税等調整額	81
法人税等合計	1,749
当期純利益	3,467
親会社株主に帰属する当期純利益	3,467

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年 4月 1日)
(至 2020年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,368	7,283	59,061	△672	71,040
当期変動額					
剰余金の配当			△1,413		△1,413
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,467		3,467
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	2,054	-	2,054
当期末残高	5,368	7,283	61,116	△672	73,095

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	4,467	12	4,479	75,520
当期変動額				
剰余金の配当				△1,413
親会社株主に帰属する 当期純利益				3,467
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△862	△20	△882	△882
当期変動額合計	△862	△20	△882	1,171
当期末残高	3,605	△8	3,597	76,692

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

岡崎機械株式会社、日伝国際貿易（上海）有限公司

② 非連結子会社の名称等

大和理研株式会社、株式会社空間洗浄 L a b.、エヌピーエーシステム株式会社
NICHIDEN TRADING (Thailand) Co.,Ltd.、NICHIDEN (Thailand) Co.,Ltd.、
NICHIDEN VIET NAM CO.,LTD.、NICHIDEN USA Corporation

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社7社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

大和理研株式会社（非連結子会社）

株式会社空間洗浄 L a b.（非連結子会社）

エヌピーエーシステム株式会社（非連結子会社）

NICHIDEN TRADING (Thailand) Co.,Ltd.（非連結子会社）

NICHIDEN (Thailand) Co.,Ltd.（非連結子会社）

NICHIDEN VIET NAM CO.,LTD（非連結子会社）

NICHIDEN USA Corporation（非連結子会社）

株式会社プロキュバイネット（関連会社）

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、いずれもそれぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である岡崎機械株式会社、日伝国際貿易（上海）有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a 有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの ……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの ……移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資持分については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

b たな卸資産

商品及び製品、原材料……主に移動平均法による原価法、一部商品については個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品……個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a 有形固定資産（リース資産を除く）

主に定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

b 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

c 長期前払費用

定額法を採用しております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

d リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

a 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

b 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。また、国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産に関する事項

① 担保に供している資産

投資有価証券

1,987 百万円

② 担保に係る債務

仕入債務

1,104 百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

7,613 百万円

(3) 受取手形裏書譲渡高

521 百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び株式数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	31,886,000	-	-	31,886,000

- (2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	1,413	45.00	2019年3月31日	2019年6月24日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2020年6月26日開催の第69期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,413	45.00	2020年3月31日	2020年6月29日

4. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、将来の事業活動に備えた資金は安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形、売掛金及び電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程などに沿ってリスクの低減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券、取引先企業との業務に関連する株式及び譲渡性預金であり、時価のあるものについては四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形、買掛金及び電子記録債務は、1年以内の支払期日のものであります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は設備投資に必要な資金調達を目的としております。

デリバティブは外貨建輸出入取引に係る為替の変動リスクを回避するために利用しており、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（(注)2.をご参照ください）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (※1)	時価 (※1)	差額
①現金及び預金	23,282	23,282	－
②受取手形、売掛金及び 電子記録債権 貸倒引当金(※2)	34,301 △10		
	34,291	34,291	－
③有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	12,273	12,206	△66
その他有価証券	7,464	7,464	－
④支払手形、買掛金及び 電子記録債務	(20,222)	(20,222)	－
⑤リース債務	(1,592)	(1,678)	85

※1 負債に計上されているものについては、() で示しております。

※2 受取手形、売掛金及び電子記録債権に係る貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

① 現金及び預金、② 受取手形、売掛金及び電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

④ 支払手形、買掛金及び電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	261
投 資 事 業 組 合 出 資	137
合 計	398

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,442円16銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 110円41銭 |

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

7. その他の注記

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	71,381	流動負債	21,600
現金及び預り	22,595	支払手形	40
受取手形	9,504	電子記録債	9,958
子記録債	9,300	買掛金	9,178
売掛金	14,555	リース債	261
有価証券	6,000	未払金	293
商貯蔵品	9,112	未払費用	137
前払費用	24	未払法人税等	694
前払費用	7	未払消費税等	461
未収収入	53	前受り	40
未収収入	5	前受り	37
その他当座預金	88	賞与引当金	0
倒引当金	143	その他負債	495
	△10	繰上り	0
固定資産	29,486	固定負債	3,175
有形固定資産	12,158	リース負債	1,328
建物	4,124	繰上り	1,151
構築物	93	繰上り	695
車両運搬具	0		
器具及び備品	202	負債合計	24,776
土地	5,846	純資産の部	
建物	1,224	株主資本	72,492
建設仮勘定	667	資本金	5,368
無形固定資産	1,773	資本剰余金	7,283
ソフトウェア	1,728	資本準備金	6,283
その他	44	その他資本剰余金	1,000
投資その他の資産	15,553	自己株式処分差益	1,000
投資有価証券	14,111	利益剰余金	60,513
関係会社株	660	利益準備金	587
関係会社出資	16	その他利益剰余金	59,926
関係会社長期貸付	420	固定資産圧縮積立金	386
関係会社長期貸付	38	別途積立金	48,000
関係会社長期貸付	2	繰越利益剰余金	11,540
関係会社長期貸付	0	自己株式	△672
関係会社長期貸付	34	評価・換算差額等	3,598
関係会社長期貸付	251	その他有価証券評価差額金	3,598
関係会社長期貸付	18		
関係会社長期貸付	△0	純資産合計	76,091
資産合計	100,867	負債純資産合計	100,867

損益計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		108,570
売上原価		92,885
売上総利益		15,684
販売費及び一般管理費		10,692
営業利益		4,991
営業外収益		620
受取利息及び配当金	191	
仕入割引	332	
その他	96	
営業外費用		377
支払利息	53	
売上割引	307	
その他	16	
経常利益		5,234
特別損失		164
関係会社株式評価損	164	
税引前当期純利益		5,070
法人税、住民税及び事業税		1,631
法人税等調整額		66
当期純利益		3,372

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	5,368	6,283	1,000	7,283	587	386	46,000	11,580	58,553
当期変動額									
別途積立金の積立							2,000	△2,000	—
剰余金の配当								△1,413	△1,413
当期純利益								3,372	3,372
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	2,000	△40	1,959
当期末残高	5,368	6,283	1,000	7,283	587	386	48,000	11,540	60,513

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△672	70,532	4,466	4,466	74,999
当期変動額					
別途積立金の積立		—			—
剰余金の配当		△1,413			△1,413
当期純利益		3,372			3,372
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△867	△867	△867
当期変動額合計	—	1,959	△867	△867	1,091
当期末残高	△672	72,492	3,598	3,598	76,091

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

子会社株式及び
関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資持分については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……移動平均法による原価法、一部商品については個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯 蔵 品……最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については、定額法によっており、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

④ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

- (4) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産に関する事項
- | | |
|------------------------|----------|
| ① 担保に供している資産
投資有価証券 | 1,987百万円 |
| ② 担保に係る債務
仕入債務 | 1,104百万円 |
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 7,427百万円
- (3) 受取手形裏書譲渡高 521百万円
- (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（貸借対照表に別掲しているものを含む。）
- | | |
|----------|--------|
| ① 短期金銭債権 | 780百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 17百万円 |
| ③ 長期金銭債権 | 2百万円 |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 売上高 | 1,126百万円 |
| (2) 仕入高 | 151百万円 |
| (3) 販売費及び一般管理費 | 12百万円 |
| (4) 営業取引以外の取引高 | 10百万円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	482,514	－	－	482,514

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	45百万円
未払事業所税	3百万円
未払社会保険料	22百万円
賞与引当金	151百万円
投資有価証券評価損	170百万円
その他	262百万円
繰延税金資産小計	656百万円
評価性引当額	△50百万円
繰延税金資産合計	605百万円
繰延税金負債	
有価証券評価差額	△1,586百万円
固定資産圧縮積立金	△170百万円
繰延税金負債合計	△1,757百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△1,151百万円

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,423円03銭
(2) 1株当たり当期純利益	107円40銭

7. その他の注記

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社 日 伝
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所指定有限責任社員 公認会計士 平 井 啓 仁 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 西 野 尚 弥 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日伝の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日伝及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社 日 伝
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所指定有限責任社員 公認会計士 平 井 啓 仁 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 西 野 尚 弥 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日伝の2019年4月1日から2020年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

(1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月1日

株式会社	日	伝	監査等委員会
常勤監査等委員	吉	田 富 一	㊟
監査等委員	古	田 清 和	㊟
監査等委員	川	上 勝	㊟
監査等委員	寺	嶋 康 子	㊟

(注) 監査等委員 古田清和、川上勝、寺嶋康子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、長期にわたり安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、継続して配当を行い、株主の皆様への利益還元を努めることを基本方針としております。また内部留保につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開に備えたいと考えております。配当政策につきましては、基本方針をより明確にするため、連結配当性向30%以上、1株当たりの配当金15円を下限として実施することを2019年3月4日の取締役会で決議しております。

第69期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、当社の基本方針に基づき、財務状況や通期の業績等を総合的に勘案した上で、株主の皆様のご支援、ご期待にお応えするため次のとおりといたしたく存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当45円といたします。

なお、この場合の配当総額は、1,413,156,870円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月29日といたします。

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金

1,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金

1,500,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会において検討がなされた結果、相当である旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	にし き とし ひこ 西木利彦 (1943年12月14日生)	1968年3月 当社入社 1973年2月 取締役 1976年3月 常務取締役 1982年3月 専務取締役 1989年6月 代表取締役専務 1991年6月 代表取締役副社長 1995年6月 代表取締役社長 2008年6月 代表取締役会長 2010年6月 代表取締役会長兼社長 2011年6月 代表取締役会長（現任）	839,700株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、代表取締役会長としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、1973年2月から47年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
2	ふ け とし かず 福家利一 (1963年9月7日生)	1986年3月 当社入社 2007年4月 理事 営業推進部長 2008年4月 執行役員営業推進部長 2008年6月 取締役 営業本部長代理兼営業推進部長 2009年4月 営業本部長 2010年6月 常務取締役 2011年4月 営業統括 2011年6月 代表取締役社長 2015年4月 代表取締役社長兼営業本部長 2017年4月 代表取締役社長（現任）	79,500株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、代表取締役社長、営業部門の責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、2008年6月から12年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3	おか もと けん いち 岡本賢一 (1958年3月31日生)	1976年3月 当社入社 2007年4月 理事 東京支店長 2008年4月 執行役員東京支店長 2009年4月 執行役員東部ブロック長 2010年6月 取締役 2011年4月 中部ブロック長 2015年4月 常務取締役 2016年4月 東部ブロック長 2018年4月 東部ブロック長兼東部MEシステム部管掌 (現任) 2019年4月 専務取締役 (現任)	17,800株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、営業部門のブロック責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、2010年6月から10年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
4	さん がわ あつ し 寒川睦志 (1963年1月28日生)	1985年3月 当社入社 2006年4月 名古屋支店長 2009年4月 執行役員中部ブロック長 2010年6月 取締役 2011年4月 営業本部長兼営業推進部長 2015年4月 西部ブロック長 (現任) 2019年4月 常務取締役 (現任)	45,300株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、営業部門のブロック責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、2010年6月から10年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	<p>ひがき やす お 檜 垣 泰 雄 (1957年1月24日生)</p>	<p>1980年4月 富士電機製造株式会社（現富士電機株式会社）入社 1986年2月 当社入社 2002年4月 経営企画部長 2008年4月 執行役員経営企画部長 2011年4月 執行役員人事部長兼経営企画担当 2013年4月 執行役員管理本部長兼総務部長 2013年6月 取締役（現任） 2018年4月 管理本部長（現任） （重要な兼職の状況） 岡崎機械株式会社取締役 日伝国際貿易（上海）有限公司董事</p>	35,900株
		<p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、管理部門の責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、2013年6月から7年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>	
6	<p>ささき はじめ 佐々木 一 (1960年1月7日生)</p>	<p>1982年4月 当社入社 2009年4月 執行役員九州地区担当兼九州支店長 2015年4月 執行役員営業本部副本部長兼営業推進部長 2017年4月 執行役員 営業本部長兼営業推進部長 2017年6月 取締役（現任） 2019年4月 営業本部長（現任） （重要な兼職の状況） 岡崎機械株式会社取締役</p>	5,300株
		<p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、営業部門の地域担当や営業推進担当の総括責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、2017年6月から3年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	もり た じゅん じ 森 田 淳 二 (1960年3月16日生)	1982年4月 当社入社 2005年4月 F A制御部長 2006年4月 東部MEシステム部長 2008年4月 執行役員東部MEシステム部長 2011年4月 執行役員東部ブロック長 2013年4月 執行役員東部ブロック長兼東京支店長 2014年4月 執行役員東部ブロック首都圏担当兼東京支店長 2016年4月 執行役員西部MEシステム部長 2018年4月 執行役員西部MEシステム部長兼西部エンジニアリング部担当 2018年6月 取締役(現任) 2019年4月 西部MEシステム部長兼エンジニアリング部担当(現任)	12,000株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、営業部門のブロック責任者並びにMEシステム部責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しております。また、2018年6月から2年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は次のとおりであります。

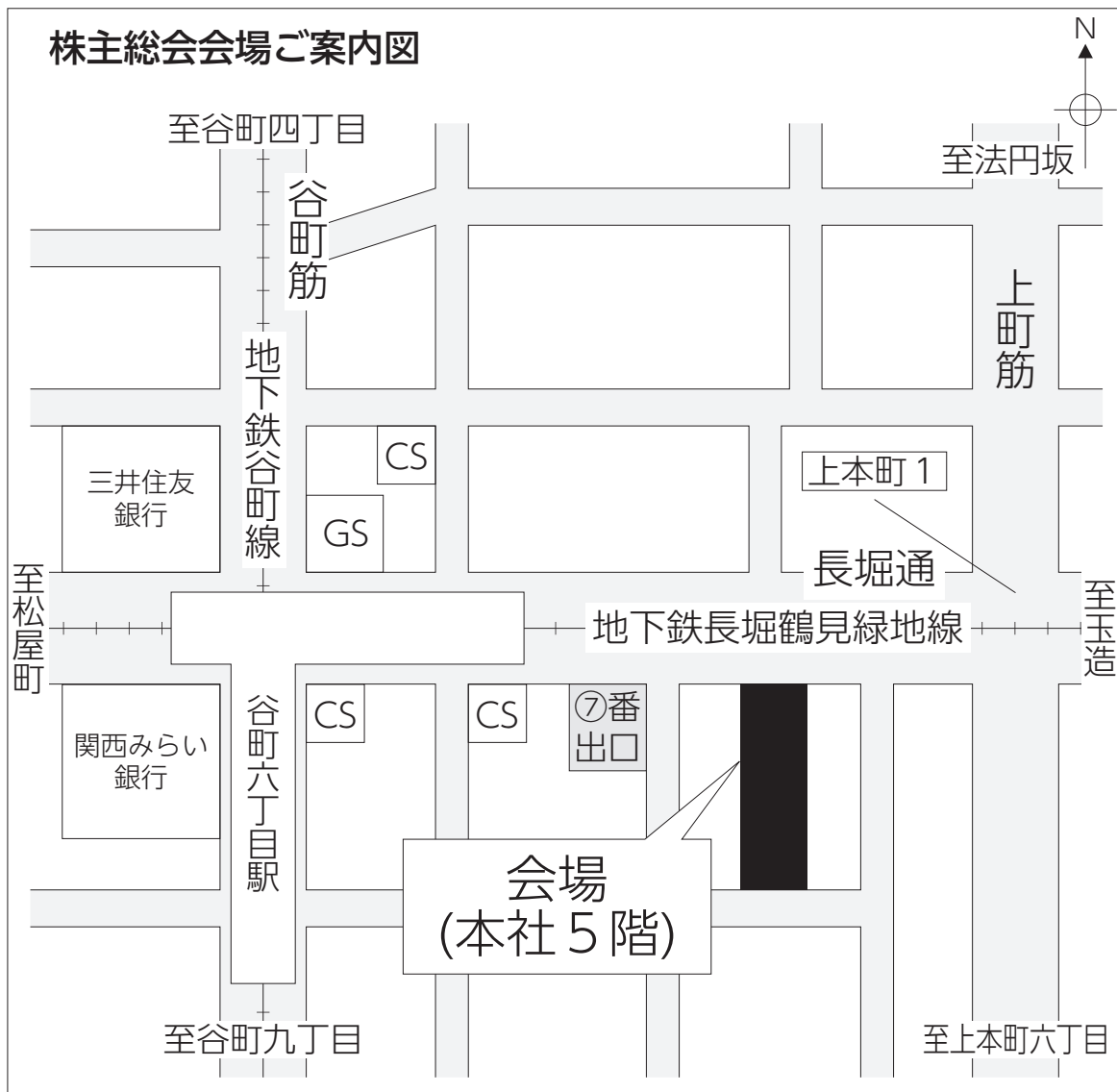
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	よしだ とみかず 吉田 富一 (1953年1月18日生)	1985年8月 当社入社 1999年4月 経理部長 2007年4月 理事 経理部長 2008年4月 執行役員経理部長 2009年4月 執行役員総務部長 2013年4月 執行役員経営企画部長 2018年4月 執行役員経営企画部管掌 2018年6月 取締役（常勤監査等委員）（現任）	22,000株
	[監査等委員である取締役候補者とした理由] 同氏は、管理部門の責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断し、監査等委員としての取締役候補者としております。		
2	ふるた きよかず 古田 清和 (1955年6月24日生)	1984年10月 昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）大阪事務所入所 1988年3月 公認会計士登録 2000年5月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）社員 2006年3月 同監査法人脱退 2007年6月 当社監査役就任 2018年6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任） （重要な兼職の状況） 甲南大学共通教育センター教授 住友精密工業株式会社社外取締役	7,500株
	[監査等委員である社外取締役候補者とした理由] 同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士として長年の業務経験による幅広い見識を有しており、これまでも社外役員の立場で多角的視点での助言・提言をいただいております。 今後も監査等委員として、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断し、監査等委員としての社外取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	川上勝 (1969年1月7日生)	1998年2月 税理士登録 1998年9月 渡辺会計事務所入所 2002年7月 川上会計事務所開業 川上会計事務所所長(現任) 2014年6月 当社監査役就任 2018年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) (重要な兼職の状況) 川上会計事務所 所長	3,200株
	<p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、税理士として長年の業務経験による幅広い見識を有しており、これまでも社外役員の立場で多角的視点での助言・提言をいただいております。</p> <p>今後も監査等委員として、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断し、監査等委員としての社外取締役候補者としております。</p>		
4	寺嶋康子 (1956年7月12日生)	1994年1月 オフィステラ(人財開発事業)開業 2009年10月 キャリアコンサルタント認定 2016年6月 当社取締役就任 2018年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) (重要な兼職の状況) オフィステラ 代表	1,100株
	<p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、キャリアコンサルタントとして人財育成について精通し、各企業において社員教育の指導に努めるなど豊富な経験と知見を有しており、これまでも社外役員の立場で多角的視点での適切なアドバイスをいただいております。</p> <p>今後も監査等委員として、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断し、監査等委員としての社外取締役候補者としております。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 古田清和、川上勝及び寺嶋康子の3氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- (1) 古田清和氏の監査等委員としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- (2) 川上勝氏の監査等委員としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- (3) 寺嶋康子氏の監査等委員としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
3. 古田清和、川上勝及び寺嶋康子の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、古田清和、川上勝及び寺嶋康子の3氏が選任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

4. 吉田富一、古田清和、川上勝及び寺嶋康子の4氏の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっており、吉田富一、古田清和、川上勝及び寺嶋康子の4氏が選任された場合は、各氏との間で当該契約と同等の内容の契約を継続する予定であります。
5. 古田清和氏が社外取締役として在任している住友精密工業株式会社において、2020年3月同社は、経済産業省から高圧ガス保安法に基づく登録特定設備製造業者の登録取消処分を受けました。古田清和氏は、事前に同処分に起因する当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令順守の視点に立ち、注意喚起をしており、当該事実の判明後は、同社取締役会において、これらの事実関係を究明し、コンプライアンスをさらに強化・徹底すること及びこの様な事態の再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求めるなど、提言等を行っております。

以 上



(注) 「GS」…ガソリンスタンド 「CS」…コンビニエンスストア

交通 ○地下鉄谷町線・長堀鶴見緑地線 谷町六丁目駅⑦番出口より右へ徒歩約1分

〈お願い〉 駐車場の準備はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。